

令和2年10月

## 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

---

## 令和2年10月総会議事録

1 日 時 令和2年10月15日（木） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

### 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第4号 農業振興地域整備計画の変更について (5件)
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(利用権2件・農地中間管理事業に係る利用権5件)

### 報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (5件)
- 3 その他
  - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (2件)
  - ・次回総会 11月12日（木） 午前9時30分から 市役所4階会議室
  - ・現地調査 11月 4日（水） 予定
  - ・農地利用最適化推進地区別会議
    - 日置地区 10月29日（木） 午前10時から 日置農村環境改善センター
    - 油谷地区 10月29日（木） 午後 2時から 油谷支所
    - 長門地区 10月30日（金） 午前10時から 市役所4階会議室
    - 三隅地区 10月30日（金） 午後 2時から 三隅支所

4 出席委員（15人：議席順）

- |                |                     |            |
|----------------|---------------------|------------|
| 1 番 野中 保志      | 2 番 藤川 久志           | 4 番 林 一志   |
| 5 番 深水 一男      | 7 番 高林 司            | 8 番 名和田 栄治 |
| 9 番 大田 裕美      | 10 番 大汐 光晴          | 12 番 林 弘幸  |
| 13 番 岡本 勇二     | 15 番 中野 晴人          | 16 番 末永 恵子 |
| 17 番 山近 洋祐     | 18 番 松田 昭洋（会長職務代理者） |            |
| 19 番 大野 耕作（会長） |                     |            |

5 欠席委員（4人）

3 番 大田 寛治

6 番 河野 八千代

11 番 岡島 史真

14 番 木村 正雄

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂野 茂

事務局長補佐 長谷川 浩司

書 記 坂倉 幸三

## 7 会議の概要

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長<br>(会長)<br>挨拶 | 令和2年10月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。<br><br>(挨拶)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長               | 本日の付議事項は、議案5件、報告事項3件でございます。<br>慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。<br>引き続き、9月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。<br><br>(会議等の報告)                                                                                                                                                                                                             |
| 議長               | それでは、ただ今から令和2年10月の総会を開会いたします。<br>在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は15名、欠席委員は4名でございます。<br>よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。<br>次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。<br>7番、高林司委員、8番、名和田栄治委員、よろしく願いをいたします。<br>議事に入ります。<br>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。<br>事務局の説明を、お願いいたします。                                                                            |
| 事務局長<br>補佐       | 説明に入ります前に、総会資料の10ページ、報告事項1につきまして、お手元に本日配布しておりますものと差替えをお願いいたします。<br>土地の現況証明について2件が漏れておりました。誠に申し訳ございません。<br>それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。<br>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。<br>令和2年10月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。<br>番号1。<br>土地の所在、大字三隅中字森、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,179㎡。ほか14筆、合計18,400㎡。<br>譲受人は、三隅中▲▲番地、●●●●●さん。<br>譲渡人は、三隅中▲▲番地、●●●●●さん。 |



権利の種類は、所有権の移転です。祖父から孫への所有権移転となります。

理由としまして、譲受人は、農業後継者として、将来規模拡大して農業を絶やさないよう、譲渡人の要望を受け入れたもの。

譲渡人は、高齢により足の自由が利かなくなり、新規就農した後継者に譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページから 3 ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から南東へ約 2.5 km に位置する農地です。

また、4 ページから 8 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m<sup>2</sup>以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続きまして、当地区担当の 8 番、名和田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

8 番

三隅の名和田です。説明します。

10 月 7 日、大野会長、松田推進委員、私と事務局で現地を調査しました。

譲受人の●●さんは、5 年前に新規就農をし、生産牛を約 20 頭、飼育しています。

現地は、飼料作物を収穫して、よく管理されていきました。

●●さんの家は 3 人暮らしで、87 歳の祖父と母と本人です。祖父も体が

少し不自由になり、祖父から孫への譲渡ということで問題ないと思います。  
皆さんの審議、よろしくお願いします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長補佐 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年10月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅中字上原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は538㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、三隅中▲▲▲番地▲、●●●●●●●●、●▲▲▲、●●●●さん。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地、●●●●●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅の新築及び道路の整備です。

理由としまして、譲受人は現在、借家住まいであるが、結婚し手狭になってきたので、実家の近くに住宅を建築して移り住むものです。

また、住宅建築予定地に隣接する道路幅員が狭いため、道路を整備し公衆用道路として利用するものです。

譲渡人は、当該申請地は現在耕作しておらず、維持管理が困難なため、譲受人の事情を聞き、要望に応じることとしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び9ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から北東へ約3.1kmに位置する農地



です。

また、10 ページには公図、11 ページには土地利用計画図、12 ページには立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、既存の水路に放流し、汚水については合併浄化槽により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続きまして、当地区担当の 8 番、名和田委員、補足説明、ご意見等ありましたら願いをいたします。

8 番

引き続き、説明します。

10 月 7 日、先程の案件と同じメンバーで現地を調査しました。

譲受人の●●さんは仮住まいで、結婚して手狭になったということで、どこかを探していました。

実家の隣が休耕田で、同じ集落に住んでいる●●さんから、田を購入して自宅を建てる計画です。自宅を建てるということで、問題ないと思います。

皆さんの審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2をお願いいたします。

事務局長  
補佐

番号2。

土地の所在、大字東深川字丸山、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は967.82㎡。権利の種類は、賃借権の設定です。

借受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●●●●●●●。

貸付人は、仙崎▲▲▲▲番地、●●●●●●●●●●さんです。

転用の目的は、作業場兼駐車場です。

理由としまして、借受人は、現在、定期的に作業を行うにあたり重機を使用しているが、施設の上をまたいで作業を行っています。機械等の重量を考えると、現在の場所からの作業は非常に危険なため、作業場に隣接する当該農地の一部を借り受けることとしたもの。

貸付人は、借受人の事情をよく理解しており、現状耕作をほとんどしていない状況であることから、隣接する部分について、貸すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び13ページをご覧ください。JR山陰本線長門市駅から北東に約748mに位置する農地です。

また、14ページから16ページには公図、17ページには土地利用計画図、18ページには構造物の断面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、工業地域に用途指定されております。農地法施行規則第44条第3号が適用され、転用許可可能な第3種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」につ



いては、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路の側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続きまして、当地区担当の 17 番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

17 番

17 番、山近です。

10 月 7 日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局と私の 6 名で現地調査をしました。

場所は●●●●の交差点を●●●●高校側に進んだ、中間地の●●●●の●●工場に隣接する土地でございます。

今、事務局から説明がありましたように、施設の補修等については、建物を頭越しといいますか、重機を用いてしなければならない非常に危険であるということで、こういう申請が出ました。

その土地については、平素は駐車場としても使うということでございました。

その辺を確認しましたので、承認してもいいのではないかと考えております。以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしま

事務局長  
補佐

す。

続きまして、番号3をお願いいたします。

番号3。

土地の所在、大字深川湯本字原田、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿が宅地、現況は畑、面積は498.98㎡。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借受人は、東深川▲▲▲番地▲、●●●●さん。

貸付人は、深川湯本▲▲▲▲番地、●●●●さん。親子となります。

転用の目的は、自己用住宅の新築及び進入路の整備です。

理由としまして、借受人は現在、アパート住まいであるが、子供が生まれ手狭になったため、実家の側に自己用住宅を建築して、移り住みたい。

貸付人は、孫が生まれ、子供夫婦が自己用住宅を持ちたいとの話を聞き、自宅の隣の畑を使用貸借により提供し、自己用住宅を建築して、近くに移り住んで貰いたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び19ページをご覧ください。JR美祢線板持駅から南東に約1.0kmに位置する農地です。

また、20ページには公図、21ページには土地利用計画図、22ページには平面図、23ページには立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路に放流し、污水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に



該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長           引き続き、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番           7 番、西深川担当の高林です。

10 月 7 日に、会長、事務局、私、上野推進委員さんとで現場に行き、確認をしました。

現地は、湯本殿台部落の●●さん宅にあります。

申請者は●●さんの息子さんであり、現在はアパートに住んでいますが、子供が生まれ、部屋が狭くなったため、実家の側に自分たちの住宅を建て、住みたいと申請されました。

立ち会っていただいたお父さんからは、孫の顔が見れるし、子供たち夫婦が近くに住んで安心だと聞いております。

なんら問題ないはないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願い申し上げます。

議 長           事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長           質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長           挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長       3 ページをご覧ください。

補佐           議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、農地法施行細則第 6 条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和 2 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。



令和2年9月の総会でお諮りした案件で、令和2年9月15日付けで許可しております。

申請人は、同じく●●●●さん。

変更の区分は、土地利用計画の変更となります。

当初計画では、駐車場31台分、出入口1ヶ所でしたが、これを駐車場33台分、出入口2ヶ所に計画変更するものです。当初計画した東側の出入口へ通ずる道路幅員が狭く、離合等で支障をきたすため、新たにもう1ヶ所反対側の西側に出入口を開設し、利用したい旨の事業計画変更承認の申請となります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び24ページをご覧ください。

また25ページには公図を、26ページから27ページには変更後の土地利用計画図及び横断図を添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

17番 17番、山近です。

今、事務局から説明がありましたように、この件は前回、承認された件で、工事のために土地利用の変更をするということで問題ないと思います。  
以上です。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、計画変更承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件、計画変更は、承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

4 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域基本計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 2 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

この議案については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回、除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているもので、今回の計画の変更に当たっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

番号 1 から番号 5 までありますが、すべて同一の申請者で携帯電話用無線基地局の転用にかかるものとなりますので一括して説明をいたします。

ここで訂正があります。番号 2 及び番号 3、表の右側部分になりますが、除外後の農地区分について、2 種と記載してありますが、これをすべて 1 種に訂正をお願いします。すべては場整備田となります。

では、番号 1。

土地の所在、大字渋木字原、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 1,222 m<sup>2</sup>のうち除外面積 10.20 m<sup>2</sup>です。

申請者は、福岡県福岡市中央区長浜▲丁目▲番▲号、●●●●株式会社、●●●●●●●●センター長、●●●●。

除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のため、申請地に携帯電話用無線基地局を設置するものです。

別冊、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 28 ページをご覧ください。申請地は J R 美祢線渋木駅から南西へ約 5.1 k m に位置する農地です。29 ページには公図を 30 ページから 31 ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しています。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明いたします。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。



5号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業完了後、8年を経過しています。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

中山間直接支払制度の対象農地になっていますが、対象農地から除外予定であり、多面的機能支払制度については対象外農地であることが確認されていることから問題なしと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第53条第14号の規定により、公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となりますが、8月6日付けで届出が提出され、9月総会にて報告しております。

番号2。

土地の所在、大字俵山字持池、地番▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積2,089㎡のうち除外面積15㎡です。

申請者及び除外の理由につきましては、番号1と同じになります。

別冊、「議案位置図等添付資料」1ページ及び32ページをご覧ください。申請地は、長門市役所俵山出張所から北東へ約4.2kmに位置する農地です。33ページには公図を34ページから35ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しています。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について説明します。

1号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業完了後、8年を経過しています。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

中山間直接支払制度については対象外農地であることが確認され、多面的機能支払制度は対象農地になっていますが、対象農地から除外予定であ



ることから問題なしと認められます。

次に、除外後の農地転用については、番号1と同様に長門市農業委員会への届出となりますが、8月11日付けで届出が提出され、9月総会にて報告しております。

番号3。

土地の所在、大字俵山字前田、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積278㎡のうち除外面積15㎡です。

申請者及び除外の理由につきましては、番号1と同じになります。

別冊、「議案位置図等添付資料」1ページ及び36ページをご覧ください。申請地は長門市役所俵山出張所から北北東へ約3.7kmに位置する農地です。37ページには公図を38ページから39ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しています。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について説明します。

1号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業完了後、8年を経過しています。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度については、共に対象農地になっていますが、対象農地から除外予定であることから問題なしと認められます。

次に、除外後の農地転用については、番号1と同様に長門市農業委員会への届出となりますが、8月11日付けで届出が提出され、9月総会にて報告しております。

番号4。

土地の所在、大字俵山字殿名、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積2,766㎡のうち除外面積15㎡です。

申請者及び除外の理由につきましては、番号1と同じになります。

別冊、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 40 ページをご覧ください。  
申請地は長門市役所俵山出張所から北へ約 3.1 k m に位置する農地です。41 ページには公図を 42 ページから 43 ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しています。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業完了後、8 年を経過しています。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

中山間直接支払制度については対象外農地であることが確認され、多面的機能支払制度は対象農地になっていますが、対象農地から除外予定であることから問題なしと認められます。

次に、除外後の農地転用については、番号 1 と同様に長門市農業委員会への届出となりますが、9 月 28 日付けで届出が提出されていますので、後ほど、報告事項として説明いたします。

番号 5。

土地の所在、大字三隅中字登り尾、地番▲▲▲番▲、現況地目は畑、台帳面積 855 m<sup>2</sup>のうち除外面積 15 m<sup>2</sup>です。

申請者及び除外の理由につきましては、番号 1 と同じになります。

別冊、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 44 ページをご覧ください。  
申請地は長門市役所三隅支所から南へ約 2.5 k m に位置する農地です。45 ページには公図を 46 ページから 47 ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しています。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内



の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業完了後、8年を経過しています。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度については、共に対象農地になっていますが、対象農地から除外予定であることから問題なしと認められます。

次に、除外後の農地転用については、番号1と同様に長門市農業委員会への届出となりますが、7月22日付けで届出が提出され、8月総会にて報告しております。

番号1から5までの除外予定地につきましては、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第53条第14号の規定により、公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出がされており、会長、各地区農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局とで現地を確認しております。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項及び同法施行令第8条第4項及び同法施行規則第4条の5第21項に該当する公益性が特に高いと認められる事業に係る施設に該当し、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

俵山と三隅地区になります。これはいずれも7月8月9月に出されて、皆さんに報告があった事項でございます。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。



本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると、決定をいたします。

引き続き、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

5 ページをご覧ください。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 2 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

10 月 30 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 1 筆の 2,175 m<sup>2</sup>のみ。

使用貸借が、日置地区が、1 件 2 筆の 4,287 m<sup>2</sup>のみ。

合計しますと、長門地区が、1 件 1 筆の 2,175 m<sup>2</sup>。日置地区が、1 件 2 筆の 4,287 m<sup>2</sup>。

全体で、2 件 3 筆の 6,462 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、6 ページをご覧ください。

次に、7 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 2 筆の 6,302 m<sup>2</sup>。長門地区が、2 件 6 筆の 6,645 m<sup>2</sup>。油谷地区が、2 件 6 筆の 16,718 m<sup>2</sup>、計が、5 件 14 筆の 29,665 m<sup>2</sup>。

使用貸借はありません。

合計しますと、先ほどの賃貸借のみで、三隅地区が、1 件 2 筆の 6,302 m<sup>2</sup>。長門地区が、2 件 6 筆の 6,645 m<sup>2</sup>。油谷地区が、2 件 6 筆の 16,718 m<sup>2</sup>、計が、5 件 14 筆の 29,665 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、8 ページから 9 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に

必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長 議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。

報告事項1について、事務局の説明を、お願いします。

事務局長 10 ページをご覧ください。

報告事項1です。土地現況証明報告、非農地証明です。

番号1でございます。

現地については、既に原野となっており、令和2年9月11日付けにて、会長、藤川委員さん、西村推進委員さん、事務局とで現地を確認し、原野として非農地証明をしています。

番号2です。

現地については、既に境内地の一部となっており、令和2年9月18日に会長、山近委員さん、西川推進委員さん、事務局とで現地を確認し、境内地として非農地証明をしております。

番号3です。

現地については、地番▲▲▲番▲が既に原野、残りの3筆すべてが、既に山林となっており、令和2年10月7日に会長、山近委員さん、中野推進委員さん、事務局とで現地を確認し、それぞれ原野と山林として非農地証



明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長       ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長       続きまして、報告事項 2、お願いします。

事務局長     11 ページから 12 ページをご覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。

番号 1 です。

令和 2 年 9 月 1 日に合意解約をしております。

ほか 4 件の合意解約でございます。

なお、農地中間管理事業に係る合意解約はございません。

報告事項は、以上になります。

議 長       ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長       引き続きまして、報告事項のその他について、説明をお願いします。

事務局長     14 ページから 21 ページをご覧ください。

●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がございました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。

番号 1。

先ほど議案第 4 号の 4 番で説明しましたもので先ほどの説明と重複いたしますが、土地の所在、大字俵山字殿名、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 2,766 m<sup>2</sup>のうち携帯基地局の設置として転用面積 15 m<sup>2</sup>。

賃貸借権の設定で届出を受けており、令和 2 年 10 月 7 日付けで異議なしの通知を送付しております。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>ほか1件の届出になっております。</p> <p>以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長        | <p>報告事項、その他について、よろしいですか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長        | <p>以上で、報告事項、その他について終わります。</p> <p>続きまして、事務連絡などがありましたらお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局長<br>補佐 | <p>11月の定例総会ですが、11月12日、木曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室2、この会場で開催いたします。</p> <p>なお、現地調査につきましては11月4日、水曜日を予定しておりますので、該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、この後、農業委員会だより編集委員会を開催いたしますので、会長及び職務代理者、編集委員の方は、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、引き続きお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                     |
| 主 査        | <p>それからもう1点。</p> <p>皆様のお手元に、全国農業新聞の購読申込書をお配りしております。</p> <p>先月の研修会でも山口県農業会議の●●●さんが申されておりましたが、この全国農業新聞は全国農業会議が発行する、いわば農業委員さん、推進委員さんの会報的な位置付けでございます。</p> <p>また、農業委員さん、推進委員さんの活動、活躍を広く皆さんに知っていただくための媒体でもございます。</p> <p>という訳で、ご購読をいただいていない委員さんにつきましては、是非、購読の申し込みをお願いできたらと思います。</p> <p>また、年間、委員さん1人につき2人の勧誘、購読を目標とするということとされておりますので、既にご購読の委員さんにつきましては、新たな購読者のご開拓にご協力いただけたらと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上となります。</p> |
| 議 長        | <p>今、事務局からありましたように、全国農業新聞の購読につきましては、農業委員さん、推進委員さんにおかれましては是非、ご購読をされますように、私の方からも重ねてお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |



委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。  
大変お疲れ様でございました。  
ありがとうございました。

終了時間      午前 10 時 25 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年10月15日

長門市農業委員会会長

大 野 耕 作



議事録署名委員

高 林 司



議事録署名委員

名 和 田 栄

